

# 令和2年度 社会福祉法人いすみ市社会福祉協議会事業計画

## 1. 基本方針

現在の社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化、地域の繋がりの希薄化が進む中、生活困窮を始め複合的な問題が生じていたり、複雑化した困難事例が発生したり、多くの課題を抱え、人々の福祉に対するニーズは益々複雑、多様化してきています。

こうした中、国では「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現を提唱し、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど、福祉を見直す動きが活発化しております。今まで以上に、地域福祉を総合的に推進していく社会福祉協議会の役割はますます重要になっていきます。

いすみ市社会福祉協議会では、地域の特色を活かし、ボランティアや地域住民による住民主体の地域福祉活動の輪を広げ、地域における支え合いの仕組みを再構築し、「ふれあいと支えあいのある心豊かな福祉社会」を目指し、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活ができるよう各種事業の推進と充実に努めてまいります。

## 2. 重点目標

- ・ 地域住民の主体的な福祉活動の促進及び普及に努める。
- ・ 地区社会福祉協議会活動の推進やボランティア活動の充実を図る。
- ・ 社会福祉事業に対する一層の理解と協力が得られるよう地域住民に対し福祉情報の積極的な提供に努める。
- ・ 自立的な事業を展開するために自己財源の拡充を図る。
- ・ 個別生活支援活動の充実に努める。
- ・ 介護事業の適切な運営に努める。

## 3. 社会福祉事業

### (1) 地域生活支援事業推進

- ①地区社会福祉協議会の事業推進支援
- ②ボランティアの育成及び活動の促進
- ③福祉教育の促進
- ④ふれあいサロン事業の開設促進及び運営支援
- ⑤災害ボランティアの活動支援

### (2) 援護活動事業の促進

- ①生活福祉資金・福祉資金等貸付事業の実施
- ②歳末たすけあい事業の実施
- ③日常生活自立支援事業の受託
- ④心配ごと相談事業の実施
- ⑤生活困窮者自立相談支援事業の受託
- ⑥成年後見事業の実施

- (3) 在宅福祉活動の推進
  - ①福祉用具の貸出
  - ②視覚障害者への声の広報貸出
- (4) 児童福祉の推進
  - ①子供の遊び場の整備
  - ②放課後児童クラブの運営
- (5) 広報活動の推進
  - ①広報紙「ふくしだより」の発行
  - ②ホームページの公開
- (6) 自主財源の確保
  - ①会員加入の促進
- (7) 組織基盤の育成強化
  - ①事務局職員の各種研修会への参加
  - ②福祉団体への助成と連携強化
  - ③福祉大会の開催
  - ④民生委員児童委員協議会との連携
- (8) 共同募金等への積極的協力
  - ①赤い羽根共同募金運動と歳末たすけあい募金運動の実施
  - ②地域配分金の活用
- (9) 老人クラブへの協力
- (10) 福祉有償運送事業

#### 4. 介護事業

利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- (1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業  
訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者宅を訪問し、入浴・排せつ等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助、通院等乗降介助のサービスを提供する。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業  
訪問介護員（ホームヘルパー）が要支援者宅を訪問し、要介護状態となることを予防するため、日常生活の支援を行う。
- (3) 自費型ホームヘルプサービス事業  
介護保険制度や障害者総合支援法では対応できない家事援助・外出支援・見守り・身体介護等のサービスを提供する。
- (4) 障害福祉サービス居宅介護事業  
訪問介護員（ホームヘルパー）による身体障害者及び知的障害者・障害児・精神障害者・難病等対象者への入浴・排せつ等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助等のサービスを提供する。

(5) 子育てヘルパー派遣事業（受託事業）

市が認めた世帯へ訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、家事援助や育児援助を行う。

(6) 居宅介護支援事業

要介護認定者への居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

(7) 介護予防支援事業（受託事業）

要支援認定者への介護予防サービス計画の作成

(8) 要介護認定調査（受託事業）

いすみ市外に住所を有し市内に居住する介護認定希望の被保険者に対し、他市区町村からの依頼により、介護支援専門員が訪問し面接調査を行う。

(9) 通所介護（デイサービス）事業

要介護者認定者へ入浴・排泄・食事等の介助、軽体操・レクリエーション・脳トレなどを通じて日常生活機能訓練・健康チェック・食事などのサービスを提供する。

(10) 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業

要支援認定者へ、通所介護事業と同様のサービスを提供する。

(11) 介護予防・日常生活支援総合事業緩和型通所事業

要支援認定者（身体的にほぼ自立）が、要介護状態となることを予防するため、脳トレやレクリエーション・体操等を通じて生活機能の維持・向上を図る。

(12) いすみ市包括支援センターの総合相談窓口運営事業（受託事業）

在宅の要援護高齢者等又はその家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健、福祉、介護サービスが総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関、居宅介護支援事業所等との連絡等の便宜を供与し、地域の要援護高齢者等の福祉向上を図る。

令和2年度 月別事業計画

月別	主な事業	関係団体事業
4月	・広報紙「ふくしだより」の発行	
5月	・社協杯ゲートボール大会(共催) ・社協杯ペタンク大会(共催)	・老人クラブ連合会総会 ・ボランティア連絡協議会総会
6月	・理事会 ・評議員選任・解任委員会 ・定時評議員会 ・各地区社会福祉協議会総会 ・社協杯グラウンドゴルフ大会(共催)	
7月	・会員募集 ・広報紙「ふくしだより」の発行 ・企画運営部会 ・理事会	
8月		・老人クラブ連合会カラオケ大会
9月	・歳末たすけあい募金配分委員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行 ・夷隅地域老人スポーツ大会
10月	・赤い羽根共同募金運動 ・生活困難者調査 ・いすみ市福祉大会（10月2日） ・心配ごと相談所運営委員会	・夷隅地域老人クラブ囲碁将棋大会
11月	・広報紙「ふくしだより」の発行 ・災害ボランティアセンター設置訓練	・千葉県社会福祉大会（11月18日） ・老人クラブ連合会秋季研修会 ・ボランティア連絡協議会研修会
12月	・歳末たすけあい募金運動 ・理事会 ・評議員会	
1月	・心配ごと相談員研修会	
3月	・企画運営部会 ・理事会 ・評議員選任・解任委員会 ・評議員会	・広報紙「ボランティアだより」の発行

・心配ごと相談(月・水・金曜日)　・声の広報貸出(毎月)　・福祉用具の貸出(隨時)